



【近況報告】頂点への道 5 回目再受講

7月19日から21日の3日間、アチーブメント株式会社が開催している公開研修「頂点への道」を受講してまいりました。この研修は目標と計画を立て、実行することで理想とする人生を送ることを目的とするものですが、早いもので5回目の再受講となりました。

私自身、まだまだ計画遂行のスキルは不十分であり、もっともっと努力をしなければならない状態ではございますが、非正規雇用者の人事制度の分野で第一人者となり、雇用問題の解決に向けて社会貢献をするという目標へのステップを少しなりでも歩んでいるという実感を覚えます。

このような研修を受けると自分自身の可能性に目を向けることができるようになります。金額は決して安くはございませんが人生で大切なことを教えてくれる貴重な成長機会です。

【現代労務】最低賃金と生活保護

今年も最低賃金の改定時期がやってまいりました。最低賃金は最低賃金審議会というところで審議された結果、一部の業種を除き毎年10月ごろに改定され、その改定は 労働者の生計費、労働者の賃金、 通常の事業の賃金支払能力、の3要素を勘案して決定されます。

数年前から最低賃金でフルタイムを働いたときの賃金（1週40時間、社会保険料などを差し引いた手取り額ベース）よりも生活保護支給額の方が高くなるという“逆転現象”が問題となっておりますが、大阪を含めたいくつかの都道府県ではまだ解決されていない状態となっております。そこで、最低賃金審議会ではこの状態を向こう2年以内に解決することを目指しており、今年も大幅な引き上げが予想されております。（平成24年度 大阪では+5円程度の想定）

生活保護の支給額が最低賃金を上回る状態が続くと、国が「働かなくてもいい」というメッセージを発信していることと同じになってしまいます。同時に労働者側から見ると最低賃金で雇用されているとモチベーションが下がりますので、賃金の底上げ対策が必要となります。

名言名句の杜

【今回の名言名句】

もしも地獄の真っ只中にいるのなら、
そのまま突き進むがいい

(チャーチル)

今月はイギリスの名宰相、チャーチルの言葉です。チャーチルといえばポーア戦争での命を懸けた脱走劇が有名ではありますが、勇気ある決断と実行力は結果として自身を生かすだけではなく、名声を上げることにもつながりました。企業経営でも同じように厳しい状態となるときがあります。決して逃げないことで未来を切り開くことができます。

【編集後記】

生活保護の逆転現象ではないですが、最近、本文よりも編集後記を書く方で悩んでおります。元々は本文の記事にもっと頭を悩ませる方が本来のあり方だと分かっているのもつい編集後記で悩む。生活保護と同じでこの問題の解決も遠そうです。

【作成・発行】

オーダメイド労務管理事務所
〒584-0007
大阪府富田林市南旭ヶ丘町12-35
特定社会保険労務士 高木 修一
TEL：0721-21-3115
FAX：0721-21-3116